官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委三）　二
○地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準の一部を改正する告示（国土交通三五五）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三五六～三六一）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同三六二）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三六三）　八
○海上における射撃訓練を次のとおり実施する件（防衛一〇九～一一三）　九
○道路に関する件（北陸地方整備局二三）　九
○道路に関する件（中国地方整備局四四）　九

〔国会事項〕
官庁事項　九

〔皇室事項〕
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九

〔官庁報告〕
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一六、一七）　一〇

〔人事異動〕
内閣　法務省　九

〔公　告〕
諸事項

官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係　一〇

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二

会社その他　三一

法規的告示

○原子力規制委員会告示第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十三条及び第六十四条の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月七日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示（平成十七年十一月経済産業省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき発電用原子炉等を定める告示 （原子力規制委員会が定める発電用原子炉等） **第二条**　令第六十三条第一項の表第三号及び第四号並びに第二項の表第四号並びに第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、発電用原子炉、製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。 一～二十三　（略） 二十四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗原子力工学研究所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示 （原子力規制委員会が定める原子炉又は製錬施設等） **第二条**　令第六十三条第一項第三号、第四号及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき原子力規制委員会が定める原子炉又は製錬施設等は、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置される発電用原子炉、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物管理施設とする。 一～二十三　（略） 二十四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗研究所

第三条　令第六十三条第一項の表第六号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、製錬施設、加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設であって、前条各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。

第三条　令第六十三条第一項第六号及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき原子力規制委員会が定める製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設は、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置される加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物管理施設とする。

一　北海道電力株式会社　泊発電所
二　東北電力株式会社　東通原子力発電所
三　東北電力株式会社　女川原子力発電所
四　東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所
五　東京電力ホールディングス株式会社　福島第二原子力発電所
六　東京電力ホールディングス株式会社　柏崎刈羽原子力発電所
七　中部電力株式会社　浜岡原子力発電所
八　北陸電力株式会社　志賀原子力発電所
九　関西電力株式会社　美浜発電所
十　関西電力株式会社　高浜発電所
十一　関西電力株式会社　大飯発電所
十二　中国電力株式会社　島根原子力発電所
十三　四国電力株式会社　伊方発電所
十四　九州電力株式会社　玄海原子力発電所
十五　九州電力株式会社　川内原子力発電所
十六　日本原子力発電株式会社　東海第二発電所
十七　日本原子力発電株式会社　敦賀発電所
十八　電源開発株式会社　大間原子力発電所
十九　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　高速増殖原型炉もんじゅ
二十　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　新型転換炉原型炉ふげん

二十一　日本原燃株式会社　再処理事業所
二十二　リサイクル燃料貯蔵株式会社　リサイクル燃料備蓄センター
二十三　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　核燃料サイクル工学研究所
二十四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗研究所

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部改正）

第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成十七年十一月文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。 一～三　（略）	**第一条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。 一～三　（略）
四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所（北地区） 五　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所（南地区） 六　（略）	四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区） 五　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区） 六　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日　　総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　豪州での実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年五月八日から令和七年六月二十二日まで
三　派遣人数（概数）　三百五十人程度
四　派　遣　地　域　オーストラリア連邦

○外務省告示第百六十五号

令和七年三月二十七日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

令和七年五月七日　　外務大臣　岩屋　毅

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百六十一億千四百万円（三六、一一四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、タミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ3）（以下「計画」という。）を支援するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二・四五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドの権限のある当局が、計画の実施を支援するために既に行った予算支出又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　インド政府は、タミル・ナド州政府が、タミル・ナド州政府の名義で開設される関連する政府の勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をインドの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、タミル・ナド州政府の予算に編入され、タミル・ナド州政府が既に行った予算支出又は将来行う予算支出を対象として使用に供される。

５　インド政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

６　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

７　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

８　インド政府は、借款が適正に、かつ、専ら３(1)及び４に規定する予算支出のために使用されること並びに軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

９　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びインド政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十七日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一

インド財務省
経済局次官補　マニーシャ・シンハ閣下

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インド政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十七日にニューデリーで

インド財務省
経済局次官補　マニーシャ・シンハ

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

１　千五百五十六億二千二百万円（一五五、六二二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の１欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各計画につき付表の２欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

２(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の３欄から５欄までにそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、それぞれ、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表の５欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

３(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

４　インド政府は、３(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

５　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

６　３(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

７(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　実際の調達手続において容易に判別することができる税（主要な請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接の取引において計画に供給される最終の生産物又は役務に関して課される税を含む。）については、インドの実施機関によって支払われること。ただし、請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税及び法人税を除く。

８　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。

９　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びインド政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十七日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一

インド財務省
経済局次官補　マニーシャ・シンハ閣下

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　効果的な森林管理のための能力強化計画	八十二億八千万円	二・二五パーセント	コンサルタントに対する支払部分	十年の据置期間の後二十年	十年
		〇・五五パーセント	コンサルタントに対する支払部分		
2　チェンナイ海水淡水化施設建設計画（第二期）	五百二十五億五千六百万円	二・四五パーセント		十年の据置期間の後二十年	七年
		〇・五五パーセント	コンサルタントに対する支払部分		
3　デリー高速輸送システム建設計画（フェーズ4追加路線）（第一期）	七百九十七億二千六百万円	六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに〇・九パーセントを加えたもの（注）		十年の据置期間の後二十年	八年
		〇・五五パーセント	コンサルタントに対する支払部分		
4　アッサム州における養殖推進及び生計向上計画	三十五億八千万円	一・七パーセント		五年の据置期間の後十年	八年
		〇・五五パーセント	コンサルタントに対する支払部分		
5　パンジャブ州生物多様性及び自然資源保全計画	百十四億八千万円	二・二五パーセント	コンサルタントに対する支払部分	十年の据置期間の後二十年	十年
		〇・五五パーセント			
総　額	千五百五十六億二千二百万円				

（注）利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに〇・九パーセントを加えたものが〇・一パーセントを下回る場合には、〇・一パーセントとする。

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インド政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十七日にニューデリーで

インド財務省
経済局次官補　マニーシャ・シンハ

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一閣下

〇国土交通省告示第三百五十五号

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千百四十四号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準の一部を改正する告示

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（基盤地図情報が適合すべき規格） **第六条**　基盤地図情報を提供しようとする場合の適合すべき規格は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一　（略） 十二　国際標準化機構一九一〇三（地理情報―概念スキーマ言語） 十三　（略） 2　（略）	（基盤地図情報が適合すべき規格） **第六条**　基盤地図情報を提供しようとする場合の適合すべき規格は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一　（略） 十二　国際標準化機構（技術仕様書）一九一〇三（地理情報―概念スキーマ言語） 十三　（略） 2　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

摩利支天沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

埼玉県秩父郡東秩父村大字奥沢

字腰村　七一番一　一号

字腰村東山　六五九番　十五号

六六〇番　二十一号から二十三号まで

六六一番　十六号から二十号まで

六六三番　二十四号

六六六番　二十五号

六六六番地先水路敷　二十六号

六七八番　二十七号及び二十八号

六七九番　二十九号及び三十号

六八〇番　三十一号及び三十二号

六八一番　十四号、三十三号及び三十四号

六八二番　十三号

六八三番　六号から十二号まで及び三十五号から三十七号まで

六八四番　二号から五号まで、三十八号及び三十九号

○国土交通省告示第三百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中カ川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第千八百五十五号で指定した中カ川に掲げる土地の区域を除く。）

埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字中カ　一四五〇番　一号及び二号

一四五二番　九号

一四七七番三　七号及び八号

一四七九番　六号

一四八〇番　三号から五号まで

○国土交通省告示第三百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西八幡森川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県延岡市北方町下鹿川の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を林道平の内線の道路敷に沿って結んだ線、五点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 40′ 10.2734″	131° 26′ 53.2576″
2	32° 40′ 08.9448″	131° 26′ 53.8612″
3	32° 40′ 08.8288″	131° 26′ 54.6919″
4	32° 40′ 07.8436″	131° 26′ 56.1747″
5	32° 40′ 05.5927″	131° 26′ 54.1141″
6	32° 40′ 07.9396″	131° 26′ 51.9600″
7	32° 40′ 10.3029″	131° 26′ 52.3324″
8	32° 40′ 10.2880″	131° 26′ 52.5696″
9	32° 40′ 10.2791″	131° 26′ 52.7843″
10	32° 40′ 10.2546″	131° 26′ 52.8789″
11	32° 40′ 10.2702″	131° 26′ 53.0293″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

落合谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田の区域内の土地のうち、次の一点から百一点までを順次結んだ線及び一点と百一点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第九百八十五号で指定した祓川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	31° 53′ 47.9368″	130° 58′ 55.7579″
2	31° 53′ 47.8526″	130° 58′ 55.6795″
3	31° 53′ 47.4029″	130° 58′ 55.2678″
4	31° 53′ 46.7115″	130° 58′ 54.7188″
5	31° 53′ 45.5873″	130° 58′ 53.9064″
6	31° 53′ 45.1450″	130° 58′ 53.1031″
7	31° 53′ 45.1596″	130° 58′ 53.0894″
8	31° 53′ 44.9085″	130° 58′ 52.5802″
9	31° 53′ 44.7663″	130° 58′ 52.3283″
10	31° 53′ 44.5831″	130° 58′ 51.9938″
11	31° 53′ 44.3438″	130° 58′ 51.7822″
12	31° 53′ 44.1376″	130° 58′ 51.6361″
13	31° 53′ 43.6937″	130° 58′ 51.6730″
14	31° 53′ 43.6296″	130° 58′ 51.7018″
15	31° 53′ 43.5573″	130° 58′ 51.7354″
16	31° 53′ 43.4195″	130° 58′ 51.4455″
17	31° 53′ 43.3744″	130° 58′ 51.4953″
18	31° 53′ 43.3267″	130° 58′ 51.4328″
19	31° 53′ 43.0276″	130° 58′ 51.2678″
20	31° 53′ 42.9470″	130° 58′ 51.1807″
21	31° 53′ 42.8839″	130° 58′ 51.0122″
22	31° 53′ 42.3921″	130° 58′ 50.5269″
23	31° 53′ 42.1543″	130° 58′ 50.3627″
24	31° 53′ 41.8577″	130° 58′ 50.1506″
25	31° 53′ 41.4963″	130° 58′ 49.9258″
26	31° 53′ 41.3669″	130° 58′ 49.8912″
27	31° 53′ 41.1627″	130° 58′ 49.7535″
28	31° 53′ 40.6764″	130° 58′ 49.5724″
29	31° 53′ 40.0538″	130° 58′ 49.4500″
30	31° 53′ 39.4109″	130° 58′ 49.3976″
31	31° 53′ 39.0867″	130° 58′ 49.3727″
32	31° 53′ 38.7583″	130° 58′ 49.3104″
33	31° 53′ 38.5987″	130° 58′ 49.2744″
34	31° 53′ 38.5688″	130° 58′ 49.3987″
35	31° 53′ 38.5354″	130° 58′ 49.5752″
36	31° 53′ 37.8897″	130° 58′ 49.2843″
37	31° 53′ 37.8585″	130° 58′ 49.3712″
38	31° 53′ 37.5903″	130° 58′ 49.2514″
39	31° 53′ 37.3616″	130° 58′ 49.0761″
40	31° 53′ 37.0653″	130° 58′ 48.6539″
41	31° 53′ 36.7723″	130° 58′ 48.5679″
42	31° 53′ 36.6360″	130° 58′ 48.5696″
43	31° 53′ 36.4171″	130° 58′ 48.5856″
44	31° 53′ 36.2345″	130° 58′ 48.6826″
45	31° 53′ 36.1503″	130° 58′ 48.7268″
46	31° 53′ 35.6839″	130° 58′ 48.6241″
47	31° 53′ 35.5766″	130° 58′ 48.5551″
48	31° 53′ 35.4324″	130° 58′ 48.4408″
49	31° 53′ 35.2044″	130° 58′ 48.0626″
50	31° 53′ 35.0546″	130° 58′ 47.7694″
51	31° 53′ 34.9393″	130° 58′ 47.6794″
52	31° 53′ 34.7929″	130° 58′ 47.6571″
53	31° 53′ 34.5988″	130° 58′ 47.6950″
54	31° 53′ 34.4468″	130° 58′ 47.4356″
55	31° 53′ 34.3634″	130° 58′ 46.9613″
56	31° 53′ 34.3883″	130° 58′ 46.9155″

57	31°53′34.7555″	130°58′46.9968″
58	31°53′35.5984″	130°58′47.2361″
59	31°53′35.8712″	130°58′47.7232″
60	31°53′36.0044″	130°58′47.8259″
61	31°53′36.1732″	130°58′47.8145″
62	31°53′36.3485″	130°58′47.7421″
63	31°53′36.7025″	130°58′47.7687″
64	31°53′37.3064″	130°58′47.7267″
65	31°53′37.5142″	130°58′47.9055″
66	31°53′37.6802″	130°58′48.1102″
67	31°53′38.0510″	130°58′48.4915″
68	31°53′38.3033″	130°58′48.5181″
69	31°53′38.3764″	130°58′48.5890″
70	31°53′38.6768″	130°58′48.8225″
71	31°53′38.7060″	130°58′48.8453″
72	31°53′38.6648″	130°58′49.0134″
73	31°53′38.7983″	130°58′49.0391″
74	31°53′39.4268″	130°58′49.1287″
75	31°53′40.0844″	130°58′49.1540″
76	31°53′40.4162″	130°58′49.2087″
77	31°53′40.7468″	130°58′49.2931″
78	31°53′41.0210″	130°58′49.3870″
79	31°53′41.3158″	130°58′49.5245″
80	31°53′41.3715″	130°58′49.5469″
81	31°53′41.6826″	130°58′49.7035″
82	31°53′41.9691″	130°58′49.8741″
83	31°53′42.2666″	130°58′50.0693″
84	31°53′42.5367″	130°58′50.2904″
85	31°53′42.6959″	130°58′50.4285″
86	31°53′43.0002″	130°58′50.7332″
87	31°53′43.0604″	130°58′50.6518″
88	31°53′44.0735″	130°58′51.2913″
89	31°53′44.3684″	130°58′51.3731″
90	31°53′44.5980″	130°58′51.5215″
91	31°53′44.8217″	130°58′51.7635″
92	31°53′44.9292″	130°58′51.9210″
93	31°53′45.0250″	130°58′52.1048″
94	31°53′45.3057″	130°58′52.7560″
95	31°53′45.4635″	130°58′53.0749″
96	31°53′45.5876″	130°58′53.2868″
97	31°53′45.8529″	130°58′53.5246″
98	31°53′47.6616″	130°58′54.7060″
99	31°53′47.8788″	130°58′54.8145″
100	31°53′48.2815″	130°58′54.9647″
101	31°53′48.3270″	130°58′54.9910″

○国土交通省告示第三百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

空堀川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十六年内務省告示第五百九十二号で指定した土地の区域を除く。）

埼玉県比企郡ときがわ町大字大野

字梅ノ木沢　一四二四番　一号及び二号

一四二一番　三号から五号まで

一四二一番　六号

地先水路敷

○国土交通省告示第三百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

慈悲尾東上沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県静岡市葵区慈悲尾及び西ヶ谷の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°00′06.0887″	138°20′54.2398″
2	35°00′06.0972″	138°20′52.8684″
3	35°00′06.6660″	138°20′50.6018″
4	35°00′07.5133″	138°20′50.0304″
5	35°00′09.3296″	138°20′49.2387″
6	35°00′10.5157″	138°20′49.0069″
7	35°00′12.1835″	138°20′49.3262″
8	35°00′14.6262″	138°20′49.9857″
9	35°00′14.7762″	138°20′50.4890″
10	35°00′14.9211″	138°20′53.1975″
11	35°00′14.8928″	138°20′53.7056″
12	35°00′14.4484″	138°20′56.0622″
13	35°00′11.7448″	138°20′57.2534″
14	35°00′10.7353″	138°20′57.4458″
15	35°00′10.3410″	138°20′57.3830″
16	35°00′10.0413″	138°20′57.5262″
17	35°00′09.9467″	138°20′57.5128″
18	35°00′09.5551″	138°20′57.5116″
19	35°00′09.3292″	138°20′57.5000″
20	35°00′09.0623″	138°20′57.4049″
21	35°00′07.1367″	138°20′57.2781″
22	35°00′06.5480″	138°20′55.9372″
23	35°00′06.1085″	138°20′54.4344″

○国土交通省告示第三百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千登川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と十二号を結んだ線から大千瀬川合流点に達するまでの区間の官民地境界線から左右各岸十メートルまでの区域及び同区間の河川敷

愛知県北設楽郡東栄町大字振草

字小林トエグチ　一五番一　一号から五号まで

一四番一　六号

九番二　七号から十号まで

八番二　十一号及び十二号

○国土交通省告示第三百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百七号までを順次結んだ線及び標柱一号と百七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡戸沢村大字角川

字今神山外二国有林

二二四〇林班　は小班　一号から三号まで

に小班　四号から二十一号まで

へ小班　二十二号から四十二号まで及び九十三号から百二号まで

と小班　四十三号から四十九号まで及び八十八号から九十二号まで

り小班　五十号から五十三号まで、七十八号及び七十九号
ぬ小班　五十四号から七十七号まで
ち小班[1]　八十号から八十七号まで
ほ小班　百三号から百七号まで

○国土交通省告示第三百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　千登川
二　砂防法第二条の土地の表示
　昭和四十四年建設省告示第三千二十号で指定した同号九に掲げる土地の区域

○防衛省告示第百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日及び同月十四日（予備、同月十二日、同月十五日及び同月十六日）の毎日〇七〇〇から一八〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日及び同月十四日（予備、同月十二日、同月十五日及び同月十六日）の毎日〇七〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
　(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
　(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
　(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
　(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日（予備、同月十四日及び同月十五日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
　(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
　(イ)　北緯三一度四七分一二秒
　(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
　(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日（予備、同月十四日及び同月十五日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
　(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
　(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
　(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
　(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年五月十三日（予備、同月十四日及び同月十五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
　(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
　(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
　(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
　(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
　(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
　(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月七日

北陸地方整備局長　髙松　諭

道路の種類　一般国道
路線名　百六十号
道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別

(一)　七尾市東浜町八九六番から同市東浜町へ五八番甲まで　前　一〇・一八～二〇・一一　メートル　〇・〇六二　キロメートル
(二)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所　後　一〇・一八～三三・〇八　〇・〇六二
(三)　**○中国地方整備局告示第四十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月七日

中国地方整備局長　林　正道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　鳥取県西伯郡大山町下甲字六反田四七三番一から同町下甲字六反田四七五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月七日

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀
国際部長参事吉田早樹人海外出張不在中同部長事務代理を命ずる

議事部副部長秘書課長事務取扱参事中居健吾海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（五月一日）

参議院

議案受領（予備審査）

五月一日衆議院から次の議案が送付された。

民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋外五名提出）（衆第二九号）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣石破茂はベトナム国及びフィリピン国へ出張のところ四月三十日帰朝した。

○国土交通大臣臨時代理解職

国務大臣　浅尾慶一郎

国土交通大臣中野洋昌帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（四月三十日）

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　牧野　愛子
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
（同）同　髙井　彩恵
横浜地方検察庁検事に配置換する
（千葉地方検察庁松戸支部検事）
同　田中　真菜
さいたま地方検察庁検事に配置換する
（四国矯正管区長）法務事務官　宮本　良一
矯正研修所長に転任させる
（大阪刑務所長）同　谷口　晃康
四国矯正管区長に昇任させる
（長崎刑務所長）同　村上　正剛
九州矯正管区成人矯正部長に転任させる
（九州矯正管区成人矯正部長）
同　山口　賢治
（宮城刑務所長）同　林　文彦
大阪刑務所長に配置換する
（四国矯正管区成人矯正部長）
同　磯貝　真之
長崎刑務所長に転任させる
大野恒太郎　川出　敏裕
検察官適格審査会委員に任命する（各通）
伊藤　眞　橋爪　隆　吉澤　俊一
検察官適格審査会予備委員に任命する（各通）（以上五月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十五日午後三時五十七分御出門、第十九回みどりの式典に御臨席のため、パレスホテル東京（千代田区）へ行幸啓、同六時四分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十五条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　宮城県水産高等学校

二　登録海技免許講習の種類（科・類型名）

（変更前）海洋総合科　航海技術類型
海洋総合科　機関工学類型

（変更後）船舶運航科　航海類型
船舶運航科　海洋工学類型

三　変更年月日　令和七年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十五条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　宮城県水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設の種類（科・類型名）

（変更前）海洋総合科　航海技術類型
海洋総合科　機関工学類型

（変更後）船舶運航科　航海類型
船舶運航科　海洋工学類型

三　変更年月日　令和七年四月一日

公　　告

諸　　事　　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年５月７日　　経済産業大臣　武藤　容治

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
社会福祉法人相模福祉会	神奈川県相模原市中央区清新８丁目３番19号	互第3077号	令和６年10月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年５月７日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和７年７月７日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和７年７月７日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
社会福祉法人相模福祉会	神奈川県相模原市中央区清新８－３－19	令和６年10月１日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１
さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048―600―0444

様式

申　　出　　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1．債務者の名称及び住所
2．債権額
3．債権発生の原因たる事実
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年五月七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名
六二七四	七、三、一四	岡田智香子
六二七五	七、三、一四	西　秀幸
六二七六	七、三、一四	中村　孝
六二七七	七、三、一四	一條　倫寛
六二七八	七、三、一四	岩澤　尚也
六二七九	七、三、一四	藤森　健哲
六二八〇	七、三、二八	坂爪　勧
六二八一	七、三、二八	福田　雄基
六二八二	七、三、二八	田中　秀明
六二八三	七、三、二八	北條　貴裕

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年五月七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
九四七	清水　幸夫	五、一一、二六	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一二六三	保坂　義勝	七、一、二四	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五三五六	吉田　照幸	五、一〇、一二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五四六七	横治久美男	六、一、二二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五九一九	前田　恭輔	七、三、一四	本人からの申請

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和七年五月七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四二〇〇	河内　泉	四六六一	六、一二、三〇
四五五四	宮部　直明	五二五九	六、八、八
六二六一	山本　俊一	八五五六	七、二、一八

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３号
埼玉県比企郡小川町大字角山59番地
清算株式会社　株式会社武蔵野リフレッシュサービス
代表清算人　岡田　勝典
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第１００１号
神戸市灘区大石北町７－１
清算株式会社　株式会社にし村フーズ
代表清算人　西村　隆徳
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００４号
横浜市港北区新横浜１丁目３番９号
清算株式会社　株式会社コクサン商事
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

管 理 命 令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、本吸収合併の効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は、効力発生日付でＮＴＴデバイステクノ株式会社に商号変更し、横浜市神奈川区新浦島町一丁目一番地三二に本店移転する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ntt-innovative-devices.com/copro/index.html

（乙）https://www.ntt-innovative-devices.com/techno/

令和七年五月七日

茨城県那珂市戸六七〇〇番地の二

（甲）ＮＴＴデバイスコプロ株式会社

代表取締役　安齊　一典

横浜市神奈川区新浦島町一丁目一番地三二

（乙）ＮＴＴデバイステクノ株式会社

代表取締役　西崎　雅治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月八日

掲載頁　一〇六頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十二日

掲載頁　一一二頁（号外第一六七号）

令和七年五月七日

東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号

（甲）株式会社スウェーデンハウス

代表取締役　村井　秀壽

東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号

（乙）株式会社スウェーデンハウスリフォーム

代表取締役　小島　敏之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業（ただし、吸収分割契約書に定める一部の事業及び機能を除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることといたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十六日

掲載頁　七十八頁（号外第一九八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十七日

掲載頁　一五八頁（号外第一五四号）

令和七年五月七日

神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号

横濱ゲートタワー

（甲）エトリア株式会社

代表取締役　中田　克典

静岡県三島市南町六番七八号

（乙）エトリアテクノエンジニアリング株式会社

代表取締役　江口　健

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む守山北郷農場における畜産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　六十七頁（号外第六十九号）

令和七年五月七日

宮崎県日南市北郷町北河内四八二四番地八

（甲）株式会社日南ファーム

代表取締役　大谷　猛

鹿児島県曽於市末吉町諏訪方八六五三番地七

（乙）株式会社ナンチクファーム

代表取締役　千歳　健一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社東京イオニック（住所東京都府中市宮西町一丁目二番地一）に対して当社のフラココ第８ビル並びにこれに附帯する駐車場及び借地権の保有、管理及び賃貸事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十八日

掲載頁　八十四頁（号外第四十一号）

令和七年五月七日

東京都府中市宮西町一丁目五番地一

株式会社東京イオニック

代表取締役　平石　明子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社ＡＴＲとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日

神奈川県川崎市中原区中丸子一三番地一七

合同会社ＡＴＲ

代表社員　関　敏夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日

名古屋市中村区名駅五丁目四―一四花車ビル北館三〇二

合同会社ネクアス

代表社員　福本　凌

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日

大阪府吹田市桃山台二丁目九番二―一一〇三号

合同会社創包

代表社員　岡崎　成子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月七日

秋田市牛島東三丁目一番五五―四号

合同会社ワンハート秋田

代表社員　谷山　隆幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月七日

東京都港区浜松町一丁目九番二号ＰＯビル五Ｆ

ちょうちく株式会社

代表取締役　高坪　斉亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六千七百六万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月七日

掲載頁　二頁

令和七年五月七日

長崎県雲仙市小浜町雲仙三二〇番地

株式会社雲仙九州ホテル

代表取締役　森戸　義裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

有限会社荻野新聞舗

取締役　荻野　進

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月七日

東京都荒川区東尾久八丁目四五番地二

株式会社アスデック

代表取締役　大森　仁

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月七日

神戸市兵庫区駅前通二丁目二番二九号

神和金属株式会社

代表取締役　尾上　和史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月七日

愛媛県伊予市双海町上灘甲五四〇二番地一

愛媛土木工業株式会社

代表取締役　福本三枝子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月七日

福岡市早良区祖原五番一〇―三〇四号スト

リームライン祖原

代表取締役　錦商事株式会社

渡邉　澄江

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤暢樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルＡ棟

タイガーリゾート・レジャー・アンド・エンターテインメント・インク

日本における代表者　佐藤　暢樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤謙一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日

川崎市中原区下小田中二丁目一〇番三二号

コンフォール武蔵中原一〇一

オービット・エフアール・インク

日本における代表者　佐藤　謙一

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和七年六月九日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

グリーンアセットインベストメント特定目的会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日

平成十三年九月二十六日

（三）契約締結日及び契約名称

平成十三年九月二十六日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更等を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区港南二丁目九番八号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産管理部　カストディ営業グループ

電話番号　〇三―五四六二―三七〇七

令和七年五月七日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　岡本　泰典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千一百二十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十四日付官報号外第九十二号の八十三頁に掲載されています。

令和七年五月七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ特定目的会社

取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億四千一百二十八万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月九日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ特定目的会社

取締役　中村　武

債権申出の公告（第二回）

当社およびブレクスプロダクツ株式会社は令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

東京都港区海岸三丁目一八番一号

ブレクス株式会社

債権申出の公告（第三回）

確定給付企業年金清算人　宇野澤久司

当社は、令和七年一月八日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載第一回掲載（令和七年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和七年五月七日

富山県富山市鍋田一八番六号

富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　澤井　宇如

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年二月五日目次欄中（原稿誤り）				
一二			一第四次初等教育開発計画のため	第四次初等教育バングラデシュ人民共和国政府の
令和六年十月一日（号外第二百二十九号）公布総務省令第九十号（放送法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				に対する
二九		二	及び国際放送番組等配信費	、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費